

宴会約款

当ホテルでは宴会または会議・展示会（以下、「宴会等」と称します。）のご契約および宴会場のご利用に関して、以下の通り定めておりますので予めご了承ください。

1.宴会時間と追加室料

宴会場等のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料をご請求いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承下さい。(超過時間にはお客様都合の準備時間を含みます)
また室料サービスのお食事付宴会については、お申込み人数に合わせてホテルにてお部屋を決定させていただきます。広い会場をご希望される場合は別途室料が掛かる場合がございます。

2.有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下、「有料人数」と称します。)を宴会等の開催日の前日正午までにホテルの担当者にご通知下さい。それ以降は、全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。

3.仮予約、本予約

仮予約期限は 14 日間とさせていただきます。この期間内に本予約お申込みがされない場合はキャンセル扱いとなりますので、ご了承ください。
複数候補日（3 件以内まで）の仮予約については 10 日以内に 1 件に絞り込んでご連絡いただき、その後残り 4 日をお申込み期限として仮予約を承ります。
10 日以内のご連絡、14 日以内の本予約お申込みがない場合はそれぞれキャンセル扱いとなります。但し、下記お取消料をご了承いただいたうえで複数の本予約お申込みは可能です。
本予約はお申込書がホテルに届いた時点で有効となりますので、お出し忘れにはご注意ください。

4.お取消、お部屋変更

既にご契約をいただいた宴会等をお客様のご都合により取り消される場合は下記により取消料をご請求いたします。(税・サービス料は除く)
※飲食金額が未決定の場合、お一人様当たり 7,000 円ご予算として計算させていただきます。
※手配済の取消料は下記期間に関係なく実費料金を請求させていただきます。
※人数の増減等によるお部屋の変更料は、変更前のお部屋状況を基に、下記に準じて取消料をご請求いたします。
※お取消に関しては申込書に記載のメール又は FAX にてお受けいたします。
お電話でのお取消はできませんのでご注意ください。(いざずらや妨害の防止、取消日時確認のため)
○一般宴会および会議・展示会のお取消料
・お申込み確定日よりご宴会開催日の 60 日前まで
 ご予約された宴会場の宴会時間に関する会議室料又はお見積の 10%
・ご宴会開催日の 59 日から 30 日前まで
 ご予約された宴会場の宴会時間に関する会議室料又はお見積額の 30%
・ご宴会開催日の 29 日から 15 日前まで
 ご予約されたご宴会のお見積額の 50%
・ご宴会開催日の 14 日から 2 日前まで
 ご予約されたご宴会のお見積額の 80%
・ご宴会開催日の前日より当日
 ご宴会お見積額の 100%

5.装飾・余興の手配

お客様が外部の業者に依頼される案件があった場合には、宴会等を円滑に運営するため事前にホテルにご連絡頂き了解を得た後に、ご注文をお願いいたします。
この際、手数料やお持ち込み料を頂く場合がございます。
ご相談がなかった場合、ご宴会等当日であっても業者の入場やご宴会そのものをお断りする場合がございます。
また、その際に取消料が発生する場合、約款の記載に従いますのでご了承ください。

6.直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとお客様が直接依頼された業者が行う諸事項(宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取り付け方法等の決定あるいは設置等)につきましては、ホテルの美観・導線などを考慮し、所定のルールの下に実施していただくように、ホテルよりその業者の方々にご指示申し上げますので、業者からホテルへご連絡いただくようご手配願います。

7.損害賠償

お客様およびお客様が直接ご依頼された業者の方々、ホテルの施設、什器備品等を破損したり損傷した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので速やかに原状復帰をおこなっていただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

8.駐車場の利用

提携駐車場はございませんが、宴会等にご出席のお客様が、ホテル管理駐車場を利用される場合は請求書にて後払いが可能です。詳細はご予約時に営業までお尋ねください。
また、ご利用に際しましては、駐車場内に駐車場利用規約を掲示してありますのでお守りください。

9.解約

宴会等にご出席されるお客様が、法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断した場合、あるいは他のお客様にご迷惑をお掛けするとホテル側が判断した時、またこの「宴会約款」に違反なされた場合は、ご宴会等のお申込みをお断りするか、または既にご契約いただいた場合でも解約させて頂くことがありますので、予めご了解ください。

10.禁止事項

次に挙げる各事項につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。
①犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
②発火又は引火性の物品の持ち込み。
③悪臭の発するものの持ち込み。
④とばく等風紀を乱す行為、または他のお客様の迷惑になるような言動。
⑤備え付け品を無許可にて移動、操作を行うこと。
⑥使用目的以外のご利用。
⑦その他法令で禁じられている行為、約款に反した行為。

11.お支払い

ご利用代金は、ホテルからのご利用明細書をお渡しいたしますので、ご利用当日から 10 日以内に指定口座までお振込をお願いいたします。
尚、お支払いが上記外となる場合は予めご相談下さい。
また当日清算は 19:00 までとし、多少お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。
※ホテル判断により、お見積り金額の全額を開催日の 7 日前までに前受金として申し受けが必要な場合がございます。特に商業的なご宴会は事前連絡をお願い致します。
例:不特定多数への宴席販売を行うようなご宴席（ディナーショーなど）

12.反社会的勢力の排除

下記に該当される方もしくは該当する場合には、当ホテルをご利用、ご入館いただくことは出来ません。
1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）
2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
3) 反社会勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力と関与していると認められる関係を有すること
6) 自己の役員、経営に実質的に関与している者、従業員、又はその他の関係者（自己と資本関係がある法人の関係者を含むが、これに限らない。）が反社会的勢力と関係を有すること

ホテル津センターパレス

〒514-0027 三重県津市大門 7-15 ホテル津センターパレス
TEL : 059-269-6991(宴会営業) FAX : 059-269-6993